

# 社会福祉法人及び社会福祉施設の 運営について

令和7年6月  
堺市健康福祉局生活福祉部  
健康福祉総務課

## 目次

- 1 令和7年度の指導監査について ..... 1
- 2 令和6年度監査における主な指摘事例 ..... 7
- 3 関係法令の改正等について ..... 21

# 1 令和7年度の指導監査について

令和7年度堺市社会福祉法人等指導監査実施方針（資料1）

## ◆指導監査体制

健康福祉総務課及び各施設所管課職員

※指導監査の充実を図るため、必要に応じて会計の専門家である公認会計士の資格を有する監査員を加えて実施します。

## ◆指導監査実施期間

令和7年7月～令和8年3月

※指導監査については実地で行うものとし、必要に応じてマスクの着用、十分な対人距離の確保、最少人数での実施等に努めます。

# 1 令和7年度の指導監査について

## 令和7年度堺市社会福祉法人等指導監査実施方針

### ◆一般監査

#### 法人監査の実施周期

**原則3年に1回。**ただし、本部運営又は経営する施設及び事業の状況について経過確認が必要と認められる場合は、実施周期を短縮することがあります。

#### 施設監査の実施周期

- ・ 保護施設、障害者支援施設及び老人福祉施設は**原則3年に1回。**
- ・ 児童福祉施設は**原則毎年。**ただし、認定こども園については、一定の要件を満たしている場合は2年に1回とすることがあります。

# 1 令和7年度の指導監査について

## 令和7年度堺市社会福祉法人等指導監査実施方針

### ◆指導監査の実施の流れ

#### 指導監査の実施通知

実施日の1か月前までに法人等へ実施日時等の必要事項を通知

#### 指導監査の実施

各法人・施設所管課の監査員、会計士などが訪問し実地で指導監査を実施

#### 指導監査の結果通知

法人等へ指導監査結果を通知  
(監査日のおおむね1か月後)

#### 改善報告の提出

指導監査結果通知において指摘を受けた法人等は改善報告書を市へ提出

# 1 令和7年度の指導監査について

## 令和7年度堺市社会福祉法人等指導監査実施方針

### ◆指導監査の重点事項

#### (1) 適正な法人運営の確保

- ① 役員・評議員の選任手続は適正か。
- ② 理事会・評議員会の招集手続が適正に行われているか。
- ③ 理事会・評議員会において決議が必要な事項について、決議が行われているか。
- ④ 理事会・評議員会の議事録が適正に作成されているか。
- ⑤ 社会福祉法人の関係者に対して特別の利益を与えていないか。

# 1 令和7年度の指導監査について

## 令和7年度堺市社会福祉法人等指導監査実施方針

### ◆指導監査の重点事項

#### (2) 適正な会計管理の確保

- ① 経理規程が遵守されているか。
- ② 社会福祉法人会計基準に基づく会計処理が適正に行われているか。
- ③ 会計処理に当たり内部牽制体制が確立されているか。
- ④ 計算書類、附属明細書及び財産目録は適正に作成されているか。
- ⑤ 現金等の管理が適正に行われているか。
- ⑥ 会計責任者や出納職員、固定資産管理責任者などの会計職員を任命しているか。

# 1 令和7年度の指導監査について

## 令和7年度堺市社会福祉法人等指導監査実施方針

### ◆指導監査の重点事項

#### (3) 適正な施設・事業運営の確保

- ① 各種規程と実態が整合しているか。
- ② 虐待防止及び身体拘束の廃止が適切に行われているか。
- ③ 感染症及び食中毒等の予防対策が適切に行われているか。
- ④ 実効性のある防災対策が行われているか。
- ⑤ 事故発生の防止及び発生時の対応が適切に行われているか。

## 2 令和6年度監査における主な指摘事例

令和6年度堺市社会福祉法人等指導監査結果（資料2） 1 法人関係

### （1）法人運営関係

#### 指摘事例

事例1	評議員、役員を選任やそれに係る事務処理が適切に行われていない。
事例2	評議員会または理事会の招集、開催手続きが適切に行われていない。
事例3	理事会で決議すべき内容の決議を行っていない。
事例4	議事録の作成が適切に行われていない。
事例5	評議員会を2回以上連続して欠席している評議員、理事会を2回以上連続して欠席している理事がいる。
事例6	理事長及び業務執行理事が、定められた頻度で職務執行に関する報告をしていない。

## 2 令和6年度監査における主な指摘事例

令和6年度堺市社会福祉法人等指導監査結果 1(1) 評議員・役員関係

### 法人運営関係【事例1】

#### 評議員、役員を選任やそれに係る事務処理が適切に行われていない。

- ・ 評議員の選任が、定款に定められた方法により行われていない
- ・ 欠格事由や特殊の関係の有無、反社会的勢力に属する者でないことが確認されていない。
- ・ 選任手続きにおいて、就任承諾書等により就任の意思表示があったことが確認できない。
- ・ 監事の選任議案を評議員会に提出する際に、現監事の過半数の同意を得ていない。
- ・ 理事のうちに施設の管理者が選任されていない。

### 評議員、役員を選任

評議員、役員を選任にあたっては、社会福祉法及び定款に定められた所要の手続きを確実に行う必要があります。特に欠格事由や特殊の関係の有無、反社会的勢力に属する者でないことについては入念に確認を行う必要があります。

また、評議員や役員が重任（再任）された際には、宣誓書等で「欠格事由、特殊の關係に該当しないこと、反社会的勢力に属する者でないこと」を確認し、就任承諾書等により就任の意思表示も確認する必要があります。

## 2 令和6年度監査における主な指摘事例

令和6年度堺市社会福祉法人等指導監査結果 1(1) 評議員会・理事会関係

### 法人運営関係【事例2】

#### 評議員会または理事会の招集、開催手続きが適切に行われていない。

- ・ 評議員会（理事会）の招集通知が省略された際、評議員（役員）全員の同意を得たことが確認できない。
- ・ 定時評議員会の開催時期が不適切である。

### 評議員会（理事会）の招集、開催手続き

- ▼ 評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく評議員会を開催することができることとされており、この場合には招集の通知を省略できますが、**評議員会の日時等に関する理事会の決議は省略できない**ことに留意するとともに、評議員全員の同意があったことが客観的に確認できる書類の保存が必要です。
- ▼ 定時評議員会は計算書類等の備置き及び閲覧に係る規定との関連から、開催日は理事会と2週間（中14日間）以上の間隔を確保してください。

## 2 令和6年度監査における主な指摘事例

令和6年度堺市社会福祉法人等指導監査結果 1(1) 評議員会・理事会関係

### 法人運営関係【事例3】

#### 理事会で決議すべき内容の決議を行っていない。

- ・ 評議員会や評議員選任解任委員会の招集の決議
- ・ 評議員会の議題・議案の決議
- ・ 多額の契約にかかる決議、多額の借財の決議

### 理事会の決議事項

理事会決議が必要な主な事項は次のとおり。

- ・ 評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定
- ・ 理事長及び業務執行理事の選定及び解職
- ・ 重要な役割を担う職員の選任及び解任
- ・ 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- ・ 内部管理体制の整備（特定社会福祉法人のみ）
- ・ 競業及び利益相反取引の承認
- ・ 計算書類及び事業報告等の承認
- ・ 役員、会計監査人の責任の一部免除（定款に定めがある場合に限る。）
- ・ その他重要な業務執行の決定（理事長等に委任されていない業務執行の決定）等

## 2 令和6年度監査における主な指摘事例

令和6年度堺市社会福祉法人等指導監査結果 1(1) 評議員会・理事会関係

### 評議員会の決議事項

評議員会の決議は、法令及び定款に定める事項に限り行うことができます。

法令で規定された主な決議事項は、次のとおり。

- ・ 理事、監事、会計監査人の選任及び解任
- ・ 理事、監事の報酬等の額（定款に定める場合を除く。）
- ・ 理事等の責任の免除
- ・ 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- ・ 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- ・ 定款の変更                      ・ 解散の決議                      ・ 合併の承認
- ・ 社会福祉充実計画の承認

**法令及び定款に定める事項以外は、評議員会で決議することなく、必要に応じて報告に留めてください。**

## 2 令和6年度監査における主な指摘事例

令和6年度堺市社会福祉法人等指導監査結果 1(1) 評議員会・理事会関係

### 法人運営関係【事例4】

#### 議事録の作成が適切に行われていない。

- ・ 決議の省略を行った評議員会、理事会の議事録が作成されていない。
- ・ 評議員会の議事録に必要事項である議事録作成者の氏名が記載されていない。
- ・ 議事録に、定款に定める者の署名又は記名押印がされていない。

### 議事録の作成

- ▼ 評議員会、理事会の議事録は、社会福祉法施行規則で「開催された場合」、「決議を省略した場合」、「報告を省略した場合」について規定されています。
- ▼ 評議員会の議事録には、議事録の作成に係る職務を行った者の氏名も記載する必要があります。
- ▼ 評議員会、理事会の議事録の議事録署名人が、定款と異なっている場合が見受けられます。特に、評議員会の議事録署名人について、定款は「議長、その他の評議員2名」となっているのに議長ではなく理事長が署名している事例などがありましたのでご注意ください。

## 2 令和6年度監査における主な指摘事例

令和6年度堺市社会福祉法人等指導監査結果 1(1) 評議員会・理事会関係

### 法人運営関係【事例5】

**評議員会を2回以上連続して欠席している評議員、理事会を2回以上連続して欠席している理事がいる。**

### 評議員・役員の適格性

評議員会及び理事会の役割の重要性に鑑みると、実際に会議に出席できない人が名目的・慣例的に評議員・役員として選任され、その結果、会議を欠席することとなるのは適切ではありません。したがって、このような人を評議員・役員として選任しないようにすること（**会議に確実に出席できる人を選任すること**）が重要です。もし、欠席が常態化している場合は、当該の評議員・役員を交代することが必要となります。

このほか、評議員・役員が会議に出席しやすいよう日程調整の仕方を工夫すること、あるいはオンライン会議を導入することも積極的に検討してください。

## 2 令和6年度監査における主な指摘事例

令和6年度堺市社会福祉法人等指導監査結果 1(1) 評議員会・理事会関係

### 法人運営関係【事例6】

**理事長及び業務執行理事が、定められた頻度で職務執行に関する報告をしていない。**

### 職務執行に関する報告

理事長及び業務執行理事は、理事会で3か月に1回以上（定款に定めがある場合は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上）の頻度で職務執行に関する報告をしなければなりません。この報告は、実際に開催された理事会（決議の省略によらない理事会）において行わなければなりません。

定款で理事長及び業務執行理事の報告を「毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上」と定めている場合、会計年度をまたいで前回理事会から4か月を超える間隔が空いていなくても差し支えありません。例えば、理事会を毎会計年度6月と3月に開催している場合は会計年度をまたいでいるため、当該間隔が4か月を超えていなくてもかまいません。

## 2 令和6年度監査における主な指摘事例

令和6年度堺市社会福祉法人等指導監査結果 1(4) 会計管理関係

### (2) 法人・施設会計関係

#### 指摘事例

事例1	<p><b>会計組織・会計事務に不備がある。</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 経理規程が社会福社会計基準に準拠していない。</li><li>・ 経理規程に基づかない処理をしている。</li><li>・ 会計責任者や出納職員、固定資産管理責任者などの会計職員を任命していない。</li></ul>
事例2	<p><b>計算書類等が適正に作成されていない。</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 計算書類と附属明細書間の数値に不整合がある。</li><li>・ 必要な附属明細書が作成されていない。</li></ul>
事例3	<p><b>契約等が適正に行われていない。</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 100万円を超える工事及び物品購入等にもかかわらず、書面による契約（請書の徴取を含む。）を締結していない。</li><li>・ 随意契約について、見積もりを徴し比較するなど適正な価格を客観的に判断していない。</li></ul>

## 2 令和6年度監査における主な指摘事例

令和6年度堺市社会福祉法人等指導監査結果 1(4) 会計管理関係

### 法人・施設会計関係【事例1】

#### 会計組織・会計事務に不備がある。

- ・ 経理規程が社会福社会計基準に準拠していない。
- ・ 経理規程に基づかない処理をしている。
- ・ 会計責任者や出納職員、固定資産管理責任者など会計職員を任命していない。
- ・ 寄附金を受領する際に、寄附申込書が徴されていない、または領収書の発行が行われていない。

### 会計組織・会計事務

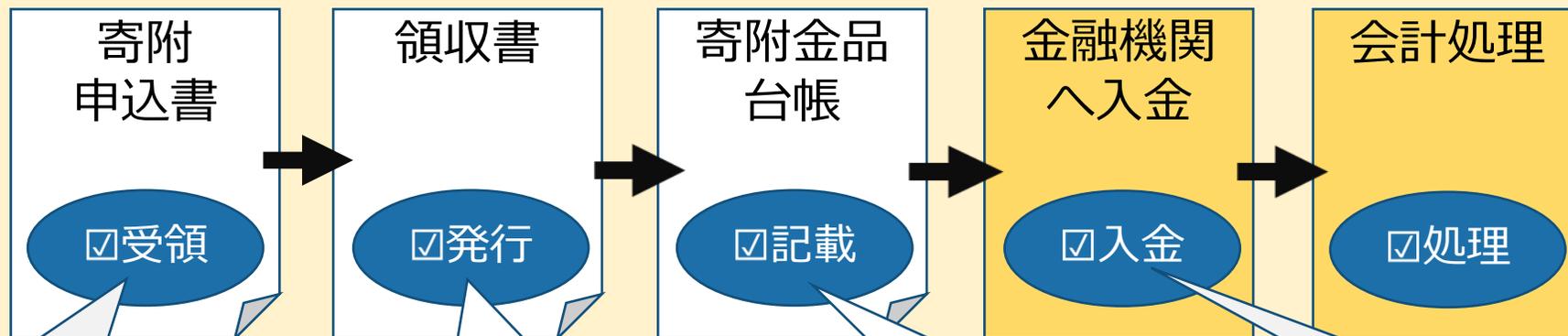
- ▼ 社会福祉法人は公共性の高い組織であり、健全な運営及び経営の透明性が求められることから、社会福社会計基準や経理規程に基づき、内部牽制が機能する体制で会計事務を行う必要があります。
- ▼ 決算関係書類は社会福社会計基準に基づいて作成しなければなりません。
- ▼ 会計事務を遂行するにあたっては、常に透明性の確保に努めるとともに、各種証憑書類等に基づいた処理を行う必要があります。

## 2 令和6年度監査における主な指摘事例

令和6年度堺市社会福祉法人等指導監査結果 1(4) 会計管理関係

### 寄附金の取扱い

寄附金の受領の際は、経理規程に基づき、次のとおり適切に事務処理を行ってください。寄附受領にあたっては理事長（又は理事長から権限移譲を受けた者）の承認を受ける必要があります。



社会通念上申込書の作成が難しい場合は祝儀袋などを保存

受領の際、領収書を発行し、控えを保存

受領日、寄附者、金額等を正確に記載

経理規程で定めた期間以内に入金

## 2 令和6年度監査における主な指摘事例

令和6年度堺市社会福祉法人等指導監査結果 1(4) 会計管理関係

### 法人・施設会計関係【事例2】

#### 計算書類等が適正に作成されていない。

- ・ 計算書類の数値等に不整合がある。
- ・ 計算書類と附属明細書間の数値に不整合がある。

### 計算書類等の作成

計算書類間または計算書類と附属明細書間で整合性がとれているか十分確認してください。  
整合する主な事項は次のとおり。

① 資金収支計算書の当期末支払資金残高

整合

貸借対照表の当年度末支払資金残高（流動資産と流動負債の差額。  
ただし、1年基準により固定資産又は固定負債から振り替えられた流動  
資産・流動負債、引当金及び棚卸資産（貯蔵品を除く。）を除く。）

② 事業活動計算書の次期繰越活動増減差額

整合

貸借対照表の次期繰越活動増減差額

③ 計算書類

整合

附属明細書

## 2 令和6年度監査における主な指摘事例

### 令和6年度堺市社会福祉法人等指導監査結果 1(4) 会計管理関係

#### 法人・施設会計関係【事例3】

#### 契約等が適正に行われていない。

- ・ 100万円を超える工事及び物品購入等にもかかわらず、書面による契約（契約書、請書）を締結していない。
- ・ 随意契約について、見積りを徴し比較するなど適正な価格を客観的に判断していない。

#### 契約事務

昨年度の指導監査の中で、随意契約規定を拡大解釈し不適切な契約を行っているケース、1000万円を超える工事を随意契約で行っているケースなどが見受けられました。

価格決定は一般競争入札によることが原則であり、随意契約は①**予定価格が少額である** ②**性質・目的が競争入札に適さない** ③**緊急の必要がある...**など、社会福社会計基準に規定された範囲内で**例外的・限定的に**許容されるものですので、理事会や外部に対して十分に説明ができる**合理的な随意契約理由**が不可欠です。

また、随意契約を行う場合においても法人経理規程に基づき、一部の例外を除いて見積比較を行い、透明性・競争性を確保して適正な価格を決定する必要があります。

## 2 令和6年度監査における主な指摘事例

令和6年度堺市社会福祉法人等指導監査結果 2 施設関係

### (3) 施設関係

#### 指摘事例

- |      |                       |
|------|-----------------------|
| 事例 1 | 避難・消火訓練が規定回数実施されていない。 |
| 事例 2 | 安全計画が策定されていない。        |
| 事例 3 | 調理従事者の検便が行われていない。     |

#### 避難・消火訓練

避難・消火訓練は、施設種別に応じて次のとおり実施してください。

- **児童福祉施設**：毎月1回以上
- **その他の施設**：年2回以上

訓練の実施記録を整備してください。

訓練を実施したら、具体的内容がわかるように記録し職員間で共有してください。  
(例 訓練の日時、内容、参加人員、反省点等)

### 3 関係法令の改正等について

## 令和7年度から育児・介護休業法が改正されています！！

#### 1 子の看護休暇の見直し

義務 就業規則等の見直し

改正内容	施行前	施行後
対象となる子の範囲の拡大	小学校就学の始期に達するまで	小学校3年生修了まで
取得事由の拡大 (③④を追加)	①病気・けが ②予防接種・健康診断	①病気・けが ②予防接種・健康診断 ③感染症に伴う学級閉鎖等 ④入園(入学)式、卒園式
労使協定による継続 雇用期間6か月未満 除外規定の廃止	〈除外できる労働者〉 ①週の所定労働日数が2日以下 ②継続雇用期間6か月未満	〈除外できる労働者〉 ①週の所定労働日数が2日以下 ※②を撤廃
名称変更	子の看護休暇	子の看護等休暇

※ 取得可能日数は、現行日数(1年間に5日、子が2人以上の場合は10日)から変更ありません。

### 3 関係法令の改正等について

#### 2 所定外労働の制限(残業免除)の対象拡大

義務 就業規則等の見直し

改正内容	施行前	施行後
請求可能となる労働者の範囲の拡大	3歳未満の子を養育する労働者	<b>小学校就学前</b> の子を養育する労働者

これらの制度改正に伴い**就業規則、育休規程等の改定**が必要となる場合がありますので、ご対応をお願いします。

このほかにも変更となる事項があります。詳しくは  
**厚生労働省HP「育児・介護休業法について」**

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>  
をご参照ください。

### 3 関係法令の改正等について

## これまでにあった主な制度変更

#### ◆令和4年10月1日

- ・ 出生時育児休業（産後パパ育休）制度が創設されました。
- ・ 1歳までの育児休業を夫婦ともに2回まで分割して取得可能となりました。

#### ◆令和5年4月1日

- ・ 月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が50%に引き上げられました。

#### ◆令和6年4月1日

- ・ 自動車運転者、建設事業、医師の時間外労働の上限規制が適用されました。
- ・ 労働条件明示のルールが変わりました（労働契約締結時に就業場所・業務の変更の範囲、更新上限の有無と内容、無期転換申込機会、無期転換後の労働条件などを労働者に明示する必要）。

就業規則、関係規程等の必要な改定はお済みですか？

### 3 関係法令の改正等について

## 労働関係法令のあらましについて

労働基準法を中心とした関係法令の基本的事項につきましては、大阪労働局が発行している「**労働基準関係法令のあらまし**」にわかりやすくまとめられていますので、ご参照ください。

#### 【大阪労働局HP】

[https://jsite.mhlw.go.jp/Osaka-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/roudoukijun\\_keiyaku/hourei\\_seido/\\_122090.html](https://jsite.mhlw.go.jp/Osaka-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudoukijun_keiyaku/hourei_seido/_122090.html)

大阪労働局 > ホーム > 各種法令・制度・手続き > 労働条件関係 > 労働基準関係法令のあらまし

# 社会福祉法人及び社会福祉施設の 運営について

終

最後までご覧いただきありがとうございました。